

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER
Jul. 2023 vol.125

7 月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

天気と消費行動

7月になり暑くなってきました。暑くなると冷たいアイスクリームやかき氷が食べたくなりますよね。飲食料品や日用品や衣類などの販売数と気温や降水といった気象条件には関係性があることが統計的に明らかになっています。例えば、気象庁の調査によると、アイスクリームは気温が25度を超えると販売数が急激に伸びるそうです。このような統計結果は天気予報をもとに販売促進計画を立てるウェザーマーチャンダイジングに活かされています。今年の夏は全国的に平年より暑くなるといわれています。本格的な暑さを迎えるころにはきっと涼を感じさせる商品が数多く店頭に並び、つつい手に取ってしまうのではないでしょうか。





今月はココを
チェック!

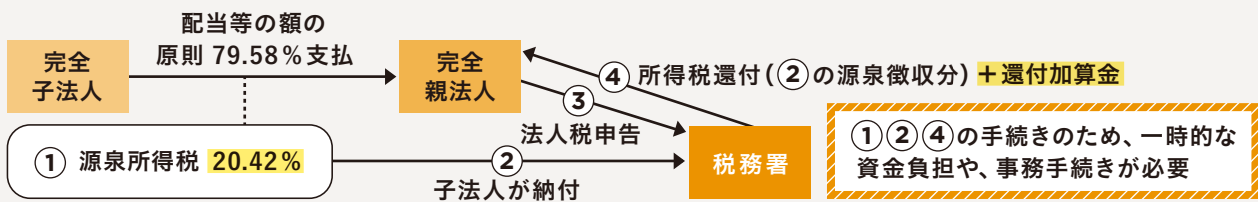
めがね税理士の厳選税務



完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収不適用制度について

1 改正前の制度

現状、株式保有割合100%の完全子法人からの配当については、親法人の法人税の算定にあたり全額益金不算入となるにもかかわらず、完全子法人側では源泉徴収(原則20.42%)の必要があるため、国と企業双方に不必要な資金負担や事務負担が生じていました。



2 改正後の制度

この点、会計検査院から指摘があり、令和4年度税制改正により、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき完全子法人等一定の法人からの配当等(※)については、源泉徴収が不要となりました。これによりグループ間の資金移動がよりスムーズに行われることとなります。



※ この改正の対象となるのは次の [1] 又は [2] に該当する配当等です。

- [1] 完全子法人株式等(株式等保有割合100%) に該当する株式等に係る配当等
- [2] 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等(当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。)の発行済株式等の割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

MUKAI NEWS!

税理士として向が紹介されました!

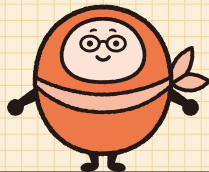
むかいアドバイザーグループの田村です。石川県から発行されている「石川県のとしごと本2023」に、税理士として弊社の向貴子が紹介されました! 県内の中学1年生に配布されるもので、子供たちが将来の夢を見つけたり、進路を決めたりするときに、税理士にも興味を持ってもらうきっかけになると良いなと思っています(^^)他にも沢山のご職業の方々が掲載されていて、大人が読んでとても勉強になる冊子です! 税理士の仕事内容や弊社の業務内容等を簡単に説明していますので、将来「この冊子がきっかけで税理士になりました!」みたいな人が一緒に働いてくれたら嬉しいです♪



むーマンの相続相談室

テーマ：自筆証書遺言の失敗事例

お悩み
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人たちを
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

遺言書の作成を検討しています。数年前に法務局での遺言書保管制度も始まったので自分で書いてみようと思っていますが、気を付けた方が良いことはありますか？



太郎さん



むーマン

ご自身でかかれた自筆証書遺言には、不備があるケースが非常に多いのが現状です。また、自筆証書遺言を作成されて法務局での遺言書保管制度を利用する場合は、遺言書が形式上の要件を満たしていることの確認のみで、遺言内容についての相談や確認をしてもらうことはできませんので注意が必要です。

自筆証書遺言に不備があった例には以下のようなものがあります。

① 遺言に記載されている財産に漏れがある

遺言書に記載のない財産については、遺言の効力が及ばないため、ご相続人全員で遺産分割協議をする必要があります。遺産分割協議がスムーズに進めば問題はありませんが、お話し合いがまとまらずに争いに発展してしまうケースもあります。

② 財産を相続するはずの方が、先にお亡くなりになっていた

この場合は、相続する方がいないためにその部分の遺言が無効になってしまい、ご相続人全員での遺産分割協議が必要となります。

③ ご相続人へ不動産を「遺贈する」と記載されている

「相続させる」と記載されていれば、不動産を取得するご相続人様が単独で相続登記を進めることができますが、「遺贈する」と記載されていた場合は不動産を取得するご相続人様と相続人全員（遺言執行者が指定されている場合は遺言執行者）が共同で相続登記を申請する必要があり、お手続きが煩雑になってしまったり、名義変更が困難になってしまったりするケースもあります。

④ ご相続人へ財産を「託す」と記載されている

「託す」や「任せる」という表現は、財産をあげたいのか管理だけを任せたいのか、遺言者の意図が明確に判断できないため、遺言書を使ってご相続手続きを進めることができない可能性があります。

お亡くなりになった方が遺言書を遺されていても、その遺言書どおりにお手続きを進めることができなければ、お亡くなりになった方の遺志とは異なる結果になる可能性も考えられます。遺言書の作成を検討されている方は、ご自身の遺志を確実に実現させるためにも、事前に専門家へご相談されることをおすすめします。

無効になる
場合がある

誤解を
生まない
表現にする

むーマン
から一言!

お気軽に!

相続の無料相談予約受付中!

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



WEBからも
ご予約可能

今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「後生大事」

賢い人は、ともしれば批判が先に立って仕事に没入しきれないことが多い。だから、せっかくの知恵も生かされず、簡単な仕事もつい満足にできないで、世と人の信用を失ってしまう。ところが、一方に「バカの一つ覚え」といわれるぐらい仕事に熱心な人もいる。こういう人は、やはり仕事に一心不乱である。つまらないと見える仕事も、この人にとっては、いわば後生大事な仕事、それに全身全霊を打ちこんで精進する。成功は、そこから生まれるという場合が非常に多い。仕事が成功するかしないかは第二のこと。要は仕事に没入することである。おたがいに、力及ばぬことを嘆くより先に、まず、後生大事に仕事に取り組んでいるかどうかを反省したい。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人／むかい司法書士法人／むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社／むかい相続サポートセンター

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています